

平成30年12月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 平成30年12月6日(木) 午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 2階 研修室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(8名)
会 長 1番 荒木 政士
会長代理者 2番 甲斐 正晴
委 員 4番 本山 圭司 5番 有働 憲一 8番 金栗 孝義
9番 池田 好博 10番 亀崎世志矢 11番 上妻美津子
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(3名)
3番 平山 正光 6番 石原 由紀 7番 内田 耕臣
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(16名)
菊水中央区域 猪口 琢真 石原 武則
菊水南区域 上田 憲一 前淵慎一郎
菊水東区域 川原 京一
菊水西区域 坂本 正則 福永 泰信
緑区域 竹下 周三 上妻 芳樹 牛島 繁
神尾区域 渡辺 秀敏 古閑原秀春 中畑 昇
春富区域 三串 直人 柿原 学 渡辺 陽三
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(1名)
菊水東区域 庄山 慶司
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
 - 6 報 告
 - 7 そ の 他
 - 8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局長 松尾 修

係 長 渡邊 豊和

参 事 庄山桂太郎

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

10. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気の挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、平成30年12月 和水町農業委員会総会を、開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。

本日は、11名中8名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうも有難うございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、

「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
9番 池田委員 と 11番 上妻委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、
議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 53～55 について説明 ———

申請番号 53 売買

申請番号 54 売買

申請番号 55 売買

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して 耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

農業委員会が定める30aを、上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議長 荒木

議案第 1 号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第 1 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第 1 号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 5 について説明 ——

申請番号 5 農家住宅

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

本件は、既に転用済みであるため、始末書が添付してあります。

申請人の父親が、元の家が裏山の地滑りの危険があるため、新たな場所に農家住宅を建てる必要があり、県道を挟んだ自分の所有地を選定されました。平成 20 年から、父親が、自分で時間があるときに建てられ、平成 24 年 12 月 1 日に完成しました。

その間、農業委員会では、再三、転用申請の指導をしてきましたが、申請には至りませんでした。

そして、平成 26 年に、父親が亡くなりました。

今年の 10 月に、改めて、申請人に転用申請の話をしたところ、今回の申請に繋がったものです。

給水はボーリングをされ、污水及び生活雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、北側の既存の側溝へ排水されています。雨水は、集水後、北側の既存の側溝へ排水されています。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
まず、「農地区分」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しています。

続きまして、「一般基準」ですが、「資金及び信用力」は、転用済みです。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても、転用済みです。

「計画面積の妥当性」は、父親が建て始められたときは、農業をされていたので、農家用住宅として、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

申請番号5について、6番 石原委員の報告をお願いします。

事務局 松尾

石原委員に、現地確認をお願いしましたが、本日、急な用事のため、出席されていません。依頼を受けていますので、私の方で報告を代わりにさせていただきます。

「申請番号5について、6番 石原が報告します。

12月3日に、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、菰田橋を三加和方面へ渡り、西へ180メートルほど行った畑で、現況は、既に、住宅が建っています。

生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し、既存の北側側溝へ放流されます。雨水につきましても、北側の既設側溝へ放流されます。

東側に農地はありますが、日照、通風など、営農上への支障はないと考えています。

審議方、よろしくお願いします。」ということで、承っています。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と現地確認委員の石原さんの代理ということで報告がありました。

議案第2号につきまして、皆様方から何か質問等がありましたら、お願いします。

【異議なしの声あり】

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

「挙手全員」

議長 荒木

ありがとうございました。

よって、議案第2号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を
送付します。

議長 荒木

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、
議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

—— 事務局が、申請番号 24～27 について説明 ——

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認
をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

申請番号 24・25 賃貸借権・太陽光発電設備

申請番号24は、南側に隣接する貸人の宅地があり、申請地と一体的に
利用されます。

申請番号24・25の借人は、同一業者ですので、まとめて説明します。
借人は、熊本県内を中心に、太陽光事業に取り組んでいる会社です。

申請地敷地境界には、ブロック1段を設置し、雨水等は自然浸透を基本
とし、隣接する畑には、オーバーフローした場合を除き、雨水等が流れ込
まないように対処されます。隣接地権者には、挨拶と事業説明もされてい
るとのことです。被害防除には、十分注意され、万一被害等が生じた場合
には責任を持って、対処されるということです。

太陽光発電設備の建設のため、生活雑排水・汚水等はありません。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地というこ
とで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断
されます。

続いて、一般基準ですが、資金及び信用力は残高証明書を確認したところ
事業費を上回っています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、
平成31年3月31日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思
われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えています。

申請番号 26 所有権移転（売買）・畜舎

譲受人は、現在、伯父の繁殖牛の飼育を手伝っていらっしゃいますが、独立して、繁殖牛飼育を始めるため、伯父の畜舎の隣に、土地を購入し、畜舎を建てられるものです。新規就農の申請を、町へ申請中です。

給水は、道路を挟んだ自宅から水道を引き対応されます。汚水は、溜枥を設置し、随時、堆肥舎において、のこくずを混ぜた糞尿と一緒に乾燥させて堆肥にされる予定です。

畜舎ですので、水質汚濁と悪臭が心配されるところですが、水質汚濁防止法は、牛舎が200㎡以下の建物は適用外、悪臭については、和水町は、悪臭防止法に基づく規制地域ではありませんので、法律的には、適用外となります。

しかし、近年、特に悪臭については、近隣住民の意識が厳しくなっていますので、注意していただくよう伝えています。

隣接地の承諾書は、取得済みです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、残高証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成32年1月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

ご自分で建築されるということで、工事期間を長く計画されています。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、隣接地の承諾書も取得されており、支障はないと考えられます。

申請番号 27 所有権移転（売買）・一般住宅

譲受人は、現在の自宅の老朽化に伴い、一般住宅を建築されるものです。
給水はボーリングをされ、生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、南側の道路側溝へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第２種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、残高証明書と融資証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成３１年１２月３０日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われる。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、隣接地の承諾書も取得されていて、支障はないと考えられます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

申請番号２４・２５ について、猪口推進委員 の報告をお願いします。

猪口推進委員

申請番号２４・２５ について、猪口 が報告します。
１２月３日に、平山委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請番号２４は、本村の集落内にある畑で、保全管理してありました。
北側には、貸人の自宅を含む宅地があります。南側は、貸人の宅地がありますが、申請地と一体的に太陽光発電事業をされます。西側も宅地です。東側に畑がありますが、隣接地の同意書も取っており、問題ないと思われます。

続いて、申請番号２５は、鶯原の集落から、西へ５００ｍほど行ったところにある畑で、保全管理してありました。

北側には、別業者の太陽光発電施設があり、北側以外は畑ですが、隣接地の同意書も取っており、問題ないと思われます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。
続いて、申請番号２６について、５番 有働委員 の報告をお願いします。

５番 有働

申請番号２６について、５番 有働 が報告します。
１２月３日に、川原推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、県道玉名山鹿線米川製材所から、北へ３００ｍ程にある畑で、
現地は保全管理してありました。
給水は自宅から水道を引き、汚水は、溜枡を設置し、随時、堆肥舎において、のこくずを混ぜた糞尿と一緒に乾燥させて堆肥にされるとのことでした。
北側は、町道を挟んで譲受人自宅、西側は譲渡人の山林、それ以外は畑ですが、隣接地承諾書も取っており、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。
続いて、申請番号２７について、８番 金栗委員 の報告をお願いします。

８番 金栗

申請番号２７について、８番 金栗 が報告します。
１２月３日に、三串推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、福田の交差点から４００㎡ほど、北西へ行ったところにある畑で、保全管理してありました。
給水はボーリングをし、生活雑排水・汚水は、合併浄化槽を設置して、南側側溝へ流されます。
東側は宅地、西側は家族名義の畑で、南側は幅８ｍほどの町道です。
北側は畑ですが、承諾書が取っており、営農上の支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第３号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第３号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

よって、議案第3号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を
送付します。

議長 荒木

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

今回、議事参与の制限に6人の委員が関与されます。

申請番号193が、 委員

申請番号200・201が、 委員

申請番号205～207が、 委員

申請番号209が、 委員

申請番号211～214が、 委員

申請番号215～216・219が、 委員 です。

まず、その案件を除いて審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。

「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。

借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、申請番号 192・194～199・202～204・208・
210・217・218・220～223 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第4号について説明がありました。

何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第4号の

申請番号 192・194～199・202～204・208・210・217・218・220～223
につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第４号の

申請番号 192・194～199・202～204・208・210・217・218・220～223

については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

次に、申請番号１９３ について、審議します。

■■■■委員、退室をお願いします。

—— ■■■■委員、退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号 申請番号１９３ について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。

申請番号１９３ について、何か質問等がありましたら、
お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号１９３ につきまして、原案のとおり決定することに賛成の
農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号１９３ については、原案のとおり決定しました。

■■■■委員の入室を、お願いします。

—— ■■■■委員、入室 ——

議長 荒木

次に、申請番号２００・２０１ について、審議します。

■■■■委員、退室をお願いします。

—— 〇〇〇〇委員、退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号２００・２０１ について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。

申請番号２００・２０１ について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号２００・２０１ につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号２００・２０１ については、原案のとおり決定しました。

〇〇〇〇委員の入室を、お願いします。

—— 〇〇〇〇委員、入室 ——

議長 荒木

次に、申請番号２０５～２０７ について、審議します。

〇〇〇〇委員、退室をお願いします。

—— 〇〇〇〇委員、退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号２０５～２０７ について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号２０５～２０７ について、何か質問等がありましたら、
お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
申請番号２０５～２０７ につきまして、原案のとおり決定することに
賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
申請番号２０５～２０７ については、原案のとおり決定しました。
■■■■委員の入室を、お願いします。

—— ■■■■委員、入室 ——

議長 荒木

次に、申請番号２０９ について、審議します。
■■■■委員、退室をお願いします。

—— ■■■■委員、退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号２０９ について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」
など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしている
ものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号２０９ について、何か質問等がありましたら、
お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
申請番号２０９ につきまして、原案のとおり決定することに賛成の
農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号２０９ については、原案のとおり決定しました。

■■■■委員の入室を、お願いします。

—— ■■■■委員、入室 ——

議長 荒木

次に、申請番号２１１～２１４ について、審議します。

■■■■委員、退室をお願いします。

—— ■■■■委員、退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号２１１～２１４ について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。

申請番号２１１～２１４ について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号２１１～２１４ につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号２１１～２１４ については、原案のとおり決定しました。

■■■■委員の入室を、お願いします。

—— ■■■■委員、入室 ——

議長 荒木

次に、申請番号２１５・２１６・２１９ について、審議します。

■■■■委員、退室をお願いします。

—— 〇〇委員、退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

—— 事務局が、申請番号 215・216・219 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。

申請番号 215・216・219 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

申請番号 215・216・219 につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

申請番号 215・216・219 については、原案のとおり決定しました。

〇〇委員の入室を、お願いします。

—— 〇〇委員、入室 ——

議長 荒木

議案第 4 号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。

他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

12 ページを、ご覧ください。

報告第 1 号 「農地法第 18 条（通知）」ということで、農地の賃貸借の解約の通知になります。今回、解約が 5 件です。

14 ページを、ご覧ください。

報告第2号 「許可不要転用届」が、1 件です。
KDDI の携帯電話の電波塔（アンテナ）です。

また、15 ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。

7 その他（連絡事項）
事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。
これをもちまして、平成30年12月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 9 番

署 名 委 員 1 1 番

会議録調製者	松尾 修
本誌 表紙共	1 0 枚